

経済的理由により就学困難な者に係る授業料減免規程

第1条 この規定は、玉名女子高等学校に在学する生徒（専攻科も含む）で、経済的理由により就学が困難な者に係る授業料の負担の軽減を図るため、予算の範囲内において授業料の減免を行う。さらに、生活保護受給者には、入学金の減免を行う。

第2条 授業料及び入学金減免の対象は、玉名女子高等学校に在学する生徒で、次の各号のいずれかに該当する者に対し行う。但し、県の要項に準じる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規程する被保護者
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定により市町村民税を課されない者
- (3) 生徒の保護者のうち、授業料減免申請年度の前年度の4月以降にリストラ等により収入が減少し、家計が急変した者
〈リストラ等とは〉
 - ・雇用先から解雇された者
 - ・雇用先の経営悪化により収入が減少した者
 - ・自営する会社等が破産・倒産した者
 - ・自営する会社等の経営悪化により収入が減少した者 等
- (4) 生徒の保護者のうち、授業料減免申請年度の前年度の4月以降にその他の事由（3、6以外の事由）により収入が減少し、家計が急変した者。
〈その他の事由とは〉配偶者の死亡、傷病、被災等
- (5) リストラ等家計急変（3）又はその他家計急変（4）として授業料減免を受けていた者のうち、家計急変に至った日の翌月から1年経過してもなお家計状況が改善されていない者
- (6) 生徒の保護者のうち、授業料減免申請年度の前年度の4月以降に、雇用契約期間終了により失業し、求職中の者で、失業により収入が減少し、家計が急変した者。
- (7) 雇用期間終了による家計急変（6）として授業料減免を受けていた者のうち、失業した日の翌月から1年経過してなお家計状況が改善されていない者。
- (8) 生徒の保護者のうち、(1)～(7)の要件に該当せず、かつ市町村民税所得割が100円以上85,500円未満の場合

第3条 授業料減免を希望する者は、別記第1号様式の申請書に必要書類を添付して提出しなければならない。

第4条 高校の授業料減免額は、令和2年度の授業料33,000円から、就学支援金の支給限度額を差し引いた残りの授業料に対して減免を行う。但し、県の要項に変更があればそれに準じる。

- (1) 生活保護受給者は、入学金から生活保護法に基づく被保護世帯の高等学校等就学費（県立高校入学金相当額）を差し引いた金額を減免する。

第5条 授業料減免を希望する者の決定は、別記第2号様式の決定通知書にて行う。

第6条 年度終了時迄には、別記第3号様式の確認書を理事長に提出しなければならない。

付 則 この規定は、平成22年4月1日より施行する。
この規程は、平成24年4月1日より施行する。
この規程は、平成26年4月1日より施行する。
但し、平成25年度以前の入学者については、改正後の別記様式を除き、従前の規定を適用する。
この規程は、平成30年4月1日より施行する。
この規程は、令和2年4月1日より施行する。